障がい者虐待の防止について

新潟市福祉部障がい福祉課

障がい者虐待に関する法律

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する
支援等に関する法律（障害者虐待防止法）

第３条（障害者に対する虐待の禁止）
「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。」

障がい者虐待の種別

種別	主な虐待行為の主体
養護者による障がい者虐待	身辺の世話や身体介助、金銭の管理等を行っている障害者の家族、親族、同居人や、現に身辺の世話をしている親族・知人等
障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待	障害者福祉施設または障害福祉サービス事業等に係る業務に従事する者
使用者による障がい者虐待	障害者を雇用する事業主、事業の経営担当者、またはその事業の労働者に関して事業主のために行為をする者

障がい者虐待の類型

類型	内容
身体的虐待	障がい者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、または正当な理由なく身体を拘束すること。
性的虐待	障がい者にわいせつな行為をすること、または障がい者をしてわいせつな行為をさせること
心理的虐待	障がい者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応または不当な差別的言動その他の障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
放棄・放置	障がい者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置するなど
経済的虐待	障がい者の財産を不当に処分することその他障がい者から不当に財産上の利益を得ること

障がい者虐待に関する運営基準

令和４年４月から、障害福祉施設等の運営基準に基づき、
虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じることが**義務化**されています。

- **虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催**すると共に、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
- 従業者に対し、**虐待の防止のための研修を定期的に実施**すること
- 上記に掲げる措置を**適切に実施するための担当者を置く**こと

障がい者虐待の通報義務

第６条第２項
「・・・障害者福祉施設従事者等・・・は、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。」

第１６条
「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見したものは、**速やかに、これを市町村に通報しなければならない**。」

新潟市における虐待通報後の流れ

（障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の場合）

①障がい福祉課・各区役所で通報・相談を受付

②事実確認・訪問調査

③指導・助言
（利用者の適切な支援や施設運営について必要な場合）

④関係法令に基づく監査・権限行使
（虐待の程度が悪質または虐待の結果が重大などの場合）

※③及び④は、②事実確認・訪問調査の結果により行わない場合あり

新潟市障がい者虐待防止センター

＜障がい者虐待にかかる通報・届出・相談などに対する新潟市の窓口体制＞

■平日8:30～17:30まで（主に施設従事者による虐待を担当）

窓口	電話
福祉部障がい福祉課	025－226－1248

■平日8:30～17:30まで（保護者など主に養護者による虐待を担当）

窓口	電話
北区役所健康福祉課	025－387－1305
東区役所健康福祉課	025－250－2310
中央区役所健康福祉課	025－223－7207
江南区役所健康福祉課	025－382－4396

窓口	電話
秋葉区役所健康福祉課	0250－25－5682
南区役所健康福祉課	025－372－6304
西区役所健康福祉課	025－264－7310
西蒲区役所健康福祉課	0256－72－8358

■休日・夜間

コールセンターらいとはうす　　電話　025-278-2080

「通報は、すべての人を救う」

対象	救う内容
利用者	被害を最小限で食い止めることができる。
虐待した職員	処分や刑事責任、民事責任を最小限で留めることができる。
理事長・施設長	責任者への処分、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる。
施設・法人	行政責任、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる。

障がい者虐待防止のための施設内での取り組み

施設向け対応の手引き

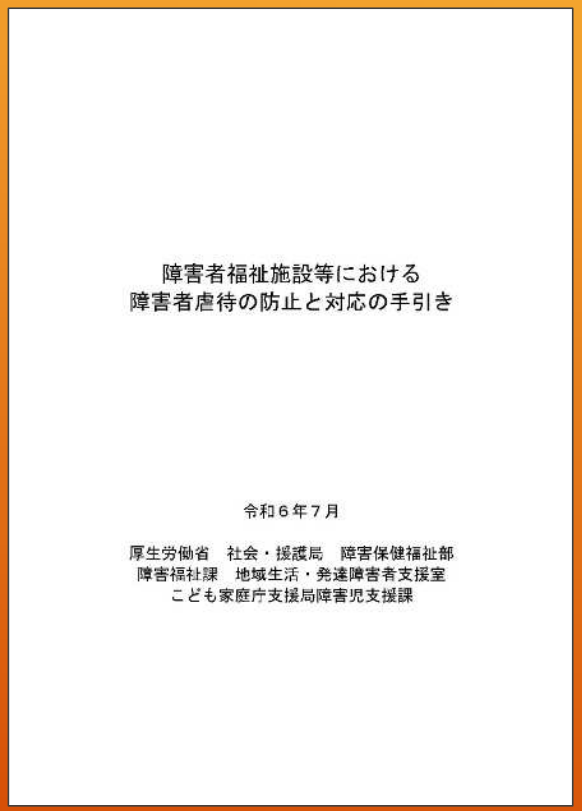

障害者福祉施設等における
障害者虐待の防止と対応の手引き

令和６年７月

厚生労働省　社会・援護局　障害保健福祉部
障害福祉課　地域生活・発達障害者支援室
こども家庭庁支援局障害児支援課

職場内研修用冊子

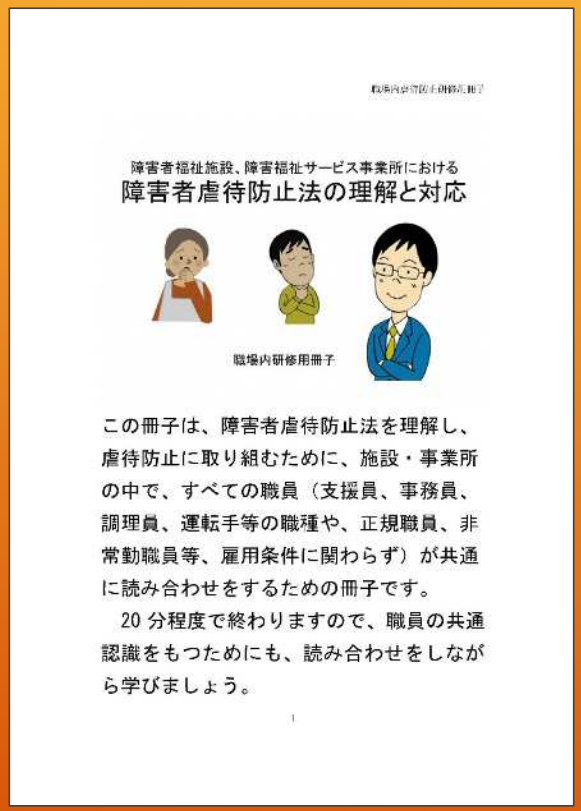

障害者福祉施設、障害福祉サービス事業所における
障害者虐待防止法の理解と対応

職場内研修用冊子

この冊子は、障害者虐待防止法を理解し、虐待防止に取り組むために、施設・事業所の中で、すべての職員（支援員、事務員、調理員、運転手等の職種や、正規職員、非常勤職員等、雇用条件に関わらず）が共通に読み合わせをするための冊子です。

20 分程度で終わりますので、職員の共通認識をもつためにも、読み合わせをしながら学びましょう。

虐待防止指導者研修資料

厚生労働省

令和７年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修　資料・動画

研修の全体像

講義資料・動画

上記のいずれも厚生労働省ホームページに掲載されていますのでぜひご活用ください

ご視聴ありがとうございました。